

## 円卓会議における当面の審議方針について（素案）

円卓会議においては、平成 22 年を目途として、最初の「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」（以下、「協働戦略」という。）を取りまとめることとされている。そこで、円卓会議は、協働戦略の基本的な枠組みについての審議を行うため、基本構想部会を設置することとする。

### 1. 基本構想部会の審議事項

基本構想部会は、協働戦略の基本的な枠組みについて審議を行い、平成 21 年 6 月頃までに取りまとめを行う。具体的には、以下の項目を中心に、基本的な考え方の整理や取り扱うべき具体的課題の特定を行う。ただし、緊急性の高い課題等、先行して審議を行うことについて参加者の合意を得た課題については、順次審議を行い、取りまとめを待たずに取組に着手する。

#### ）目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿とそこに至る道筋

#### ）分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、の実現に向けた具体的な社会的課題について、組織の社会的責任の取組促進のあり方、各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

#### ）横断的課題

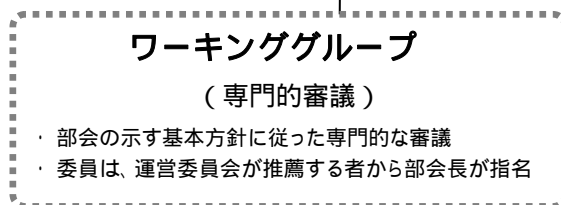
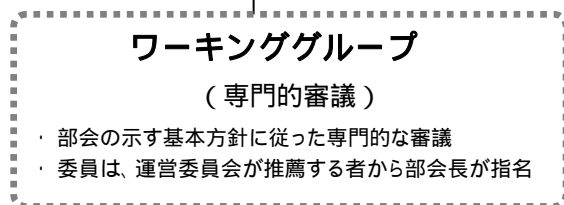
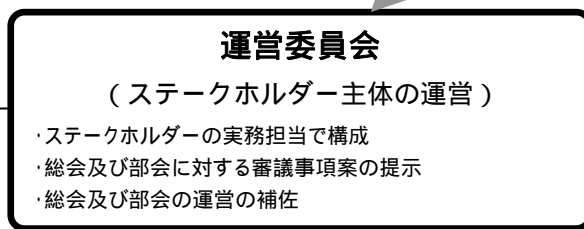
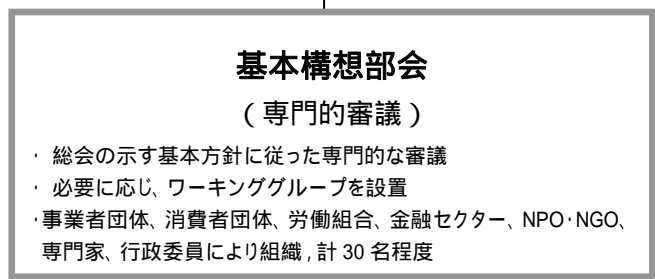
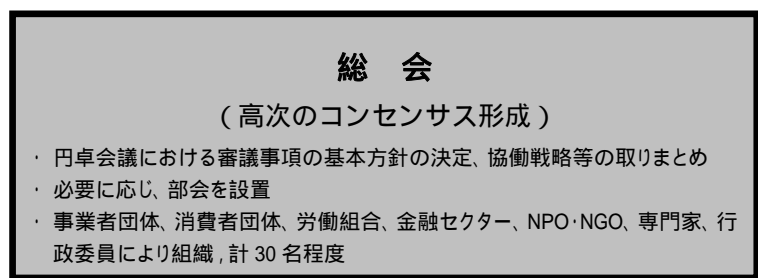
一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策、社会的責任投資（ないし責任投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

### 2. 基本構想部会の審議体制について

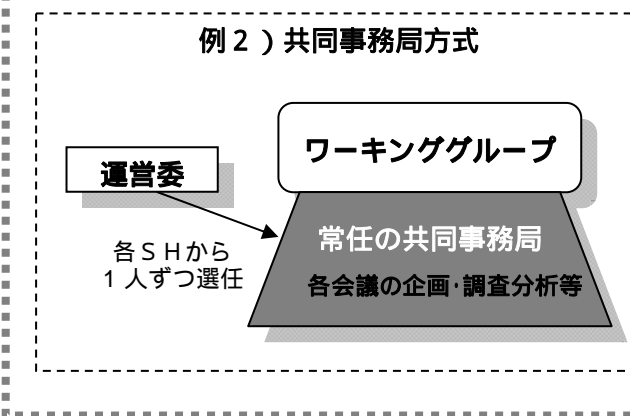
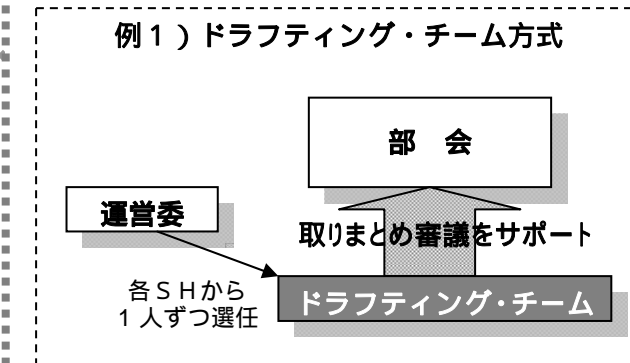
- 基本構想部会は、原則として、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、行政の各グループから選ばれた委員 30 名程度により構成する。行政委員を除き、各グループの委員は概ね 4 名程度以内とする。

- 基本構想部会に部会長を置き，部会委員の互選によってこれを定める。
- 部会長は，審議内容に応じ必要がある場合は，原則として出席委員全員の同意を得て，上記グループの委員を追加するか，若しくは新たにグループを設け，当該グループの委員を追加することができる。
- 基本構想部会は，専門ワーキンググループを設置するなど，必要に応じて，集中的な審議体制を整備する。

# (参考1) 当面の審議体制



事務局機能の一部をステークホルダーが共同で担うため、課題に応じ適切な運営体制を運営委員会で検討



# (参考2) 協働戦略の策定にいたる審議の流れ(イメージ)

